

令和6年12月28日からの大雪に関する特別相談窓口開設のお知らせ

～大雪災害によりご商売に影響が出ている事業者様へ～

この度の大雪災害で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。当商工会議所では昨年12月28日から大雪に関して、災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者支援措置を実施するために特別相談窓口を開設いたしました。相談窓口では災害復旧貸付等の融資や既往債権の条件緩和等の相談を承っております。皆様のご商売の1日も早い復旧のお力になりたいと存じますので、お気軽にご相談下さいますようお願い申し上げます。

【窓口開設日】

令和7年1月8日（水）～

【主な融資制度】

- ・日本政策金融公庫災害復旧貸付
- ・セーフティネット保証4号
- ・小規模企業共済災害時貸付（小規模共済加入者対象）
- ・既往債務の返済条件緩和

（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会から借入のある方が対象）

（お問い合わせ先）

五所川原商工会議所中小企業相談所

TEL：0173-35-2121